に次のただし書を加える。

行

県

城

(総務部私学文書課)

宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番

8

宮

次

目

条 例

○県立学校条例の一部を改正する条例

(教育庁高校教育課)

Ų

条 例

県立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する 平成二十二年七月一日

宮城県知事 村

井 嘉

浩

○宮城県条例第四十六号

県立学校条例の一部を改正する条例

城

県立学校条例(昭和三十九年宮城県条例第十六号)の一部を次のように改正する

宮

位につき千七百五十円の授業料を徴収する」を「当該履修に係る授業料を徴収しない」に改め、 項及び第百三十五条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。)」を、「以外の高等学 「除く」の下に「。以下この項において同じ」を、「、第一項」の下に「及び第二項」を加え、「一単 校」の下に「(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。同項において同じ。)」を、 第六条中第六項を第九項とし、同条第五項中「第九十七条第一項」の下に「(同令第百十三条第三 同項

第六条中第五項を第六項とし、同項の次に次の二項を加える 規定する受給権者 (次項において「受給権者等」という。) を除く。) であつて県立高等学校におい る法律第三条第一項の規定により授業料を徴収しないものとされている者及び同法第六条第一項に て一部の科目を履修するものについては、一単位につき千七百五十円の授業料を徴収する。 ただし、当該生徒 (公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関す

学校教育法施行規則第九十七条第一項の規定により県立高等学校以外の高等学校に在学する生徒

(1)

(受給権者等を除く。)であつて県立高等学校の通信制の課程の一部の科目を履修するものについて 第二項の規定にかかわらず、当該履修に係る受講料を徴収する

の科目を履修するものについては、第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該履修に係る授業料 徒 (同法第六条第一項に規定する受給権者に限る。) であつて県立高等学校の定時制の課程の一部 第四号に規定する高等専門学校又は同項第五号に規定する専修学校若しくは各種学校に在学する生 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律第二条第

電話 022(211)2267 ページ (毎週火,金曜日発行) を加え、同項ただし書中「生徒」の下に「(第二項第三号及び第四号に掲げる者に限る。)」を加え、 第六条第四項中「(昭和二十二年文部省令第十一号)」を削り、「、第一項」の下に「及び第二項」 を徴収しない

の課程の一部の科目を履修するものについては、授業料に代え、県立高等学校の通信制の課程で当 ただし、当該生徒 (前項第三号及び第四号に掲げる者に限る。) であつて県立高等学校の定時制 目を履修する場合の受講料を徴収する」を「当該履修に係る授業料を徴収しない」に改め、同項に次

同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項と

同条第二項中「前項」を「前二項」に、「授業料に代え、県立高等学校の通信制の課程で当該科

のただし書を加える。

第六条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

該科目を履修する場合の受講料を徴収する。

- 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者以外の者からは同項の授業料及び受講料を徴収しない。
- 専攻科の生徒
- 県立高等学校の科目履修生
- 兀 Ξ 学校に在学した期間が当該知事が別に定める期間を超えた者と知事が別に定めるところにより認 号) 第九十三条第一項に規定する留学、休学、療養その他やむを得ない事情により当該県立高等 期間が知事が別に定める期間を超えるもの(学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一 支援金の支給に関する法律 (平成二十二年法律第十八号)第二条第一項に規定する高等学校等 めたものを除く。) (修業年限が三年未満のものを除く。)を卒業し又は修了したもの(前二号に掲げる者を除く。) 前三号に掲げる者のほか、県立高等学校に在学する生徒であつて当該県立高等学校に在学した 県立高等学校に在学する生徒であつて公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学

第七条第二項中「高等学校の」を削り、「前条第五項」を「前条第六項ただし書」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

る額とする。 の県立学校条例 (以下「新条例」という。) 第六条第一項の表の規定にかかわらず、次の表に掲げて 平成二十二年度分の高等学校 (専攻科を除く。以下同じ。) の授業料及び受講料の額は、改正後

通信制	定時制	全日制	区分
	三〇〇円 いう。) については、 による課程の聴講生 年額二四、三〇〇円。	年額	授
	_ L °	八九	業
	一単位につき一、 科目履修生」と として特定の科目	八九、一〇〇円	料
一科目につき年額			受
額			講
六〇〇円			料

し書及び前項の規定にかかわらず、一単位につき千三百円とする。3 新条例第六条第六項ただし書に規定する生徒に係る平成二十二年度分の授業料の額は、同項ただ3

規定にかかわらず、三期に区分し、次の表のとおり徴収するものとする。4.平成二十二年度分の高等学校の授業料については、新条例第七条第一項(ただし書を除く。)の

第三期 同 平成二十	第二期 同 平成二十	第一期 年額の三分の一に相当する額 平成二十	期別徴収する額
平成二十三年二月十五日	平成二十二年十一月十五日	平成二十二年八月十五日	徴収期限

た日から二十日を経過する日のいずれか遅い日までに徴収するものとする。は、新条例第七条第二項及び前項の規定にかかわらず、平成二十二年八月十五日又は履修を許可し5 科目履修生及び新条例第六条第六項ただし書に規定する生徒に係る平成二十二年度分の授業料

収するものとする。
年八月十五日又は科目ごとに受講を許可した日から二十日を経過する日のいずれか遅い日までに徴6 平成二十二年度分の高等学校の受講料は、新条例第七条第五項の規定にかかわらず、平成二十二